

○湖南省屋外広告物条例施行規則

平成28年12月26日

規則第46号

改正 平成30年12月 1 日規則第27号

令和 2 年 3 月31日規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、湖南省屋外広告物条例（平成28年湖南省条例第31号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(適用除外の基準)

第3条 条例第10条第1項第5号及び第6号に規定する規則で定める基準は、表示面積の合計が5平方メートル以下のものとする。

2 条例第10条第1項第8号に規定する規則で定める基準は、くず箱、ベンチ等公共のために寄贈した物件にその寄贈者が添加する広告物で、その大きさは、表示方向から見た場合における当該物件の外郭線を1平面とみなしたものの大きさの5分の1以下のものとする。

3 条例第10条第2項第1号に規定する規則で定める基準は、表示面積の合計が第1種地域及び第2種地域又は第4種地域の区域にあつては5平方メートル以下のもの、第3種地域の区域にあつては3平方メートル以下のもの、第5種地域から第8種地域までの区域にあつては10平方メートル以下のものとする。

4 条例第10条第2項第2号に規定する規則で定める基準は、1面の表示面積が5平方メートル以下のものとする。

5 条例第10条第2項第8号に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) はり紙又ははり札（これらに類するものを含む。）にあつては、表示面積が1平方メートル以下であること。

(2) 立看板（これに類するものを含む。）及び掲出物件（これらを支える台を含み、容易に移動させることができるものに限る。）にあつては、1面の表示面積が2平方メートル以下であつて、地上からの高さが2メートル以下であること。

(3) 広告旗（これを支える台を含む。）にあつては、1面の表示面積が2平方メートル以下であつて、脚を含めた高さが3メートル以下であること。

- (4) 表示面（文字、記号又は図等を表示する部分をいう。以下同じ。）の背景色には、原則として高彩度の色及び蛍光又は発光を伴う塗料又は材料を用いないこと。
- (5) 表示者名又は管理者名及び連絡先が明示されていること。
- (6) 表示し、又は掲出する場所又は施設等の管理者（管理者がない場合にあつては、その所有者）の承諾を得て広告物を表示し、又は掲出物件を掲出するものであること。  
（国又は地方公共団体の通知）

第4条 条例第10条第3項の規定による通知は、屋外広告物通知書（様式第1号）によるものとする。

2 前項の通知書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が添付を要しないと認めたものについては、この限りでない。

- (1) 表示し、又は設置する場所を示す地図（縮尺5,000分の1以上のもので、かつ、表示し、又は設置する場所から半径500メートル以下の地域の全域を表示するものに限る。）
- (2) 色彩及び意匠を明らかにした図面
- (3) 形状、寸法、材料及び構造を明らかにした仕様書及び図面
- (4) 土地又は建築物等との関係を明らかにした配置図
- (5) 周囲の状況が分かるカラー写真  
（公共的団体の指定）

第5条 条例第10条第4項に規定する別に定める公共的団体は、次に掲げるものとする。

- (1) 区、地域まちづくり協議会その他これらに類する住民が組織する団体
- (2) PTA・青少年教育団体共済法（平成22年法律第42号）第2条第1項及び第2項に規定する団体
- (3) 共同募金会その他社会福祉事業（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第1項に規定する社会福祉事業をいう。）を行うことを目的とする団体
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が指定する団体

2 市長は、前項第4号の団体を指定したときは、その旨を告示するものとする。

（公共的団体の届出）

第6条 条例第10条第4項の規定による届出は、屋外広告物届出書（様式第2号）によるものとする。

2 前項の届出書には、第4条第2項各号に規定する書類を添付しなければならない。

（許可の申請）

第7条 条例第12条第1項に規定する申請書は、屋外広告物新規許可申請書（様式第3号）

によるものとする。

- 2 前項の申請書には、第4条第2項各号に規定する書類及び申請に係る掲出物件の管理者が条例第12条第2項の規定の適用を受ける場合にあつては、当該管理者が滋賀県屋外広告物条例（昭和49年滋賀県条例第51号。以下「県条例」という。）第25条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面を添付しなければならない。

（許可期間）

第8条 条例第13条に規定する許可期間は、別表第1のとおりとする。

（許可の基準）

第9条 条例第14条に規定する許可の基準は、別表第2のとおりとする。

（完了届）

第10条 条例第15条に規定する届出は、屋外広告物設置完了届（様式第4号）に、屋外広告物及び掲出物件の両面のカラー写真及び条例第12条第2項に規定する確認を受けた広告物又は掲出物件にあつては当該確認を受けたことを証する書面の写しを添付して行わなければならない。

（住所氏名変更届）

第11条 条例第16条の規定による届出は、住所氏名変更届出書（様式第5号）によるものとする。

- 2 前項の届出書には、当該届出が条例第12条第2項の規定の適用を受ける管理者の変更に係るものである場合にあつては、当該変更後の管理者が県条例第25条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類を添付しなければならない。

（許可証票及び許可印）

第12条 条例第17条第2項に規定する許可証票は、屋外広告物許可証票（様式第6号）とし、同条第3項に規定する許可印は、屋外広告物許可印（様式第7号）によるものとする。

（変更又は継続の許可申請）

第13条 条例第18条第1項の規定による改装又は改造の許可の申請は、屋外広告物変更許可申請書（様式第3号）によるものとする。

- 2 前項の申請書には、第4条第2項第1号に掲げる書類のほか、改装又は改造に係る同項第2号から第5号までに掲げる書類及び改装又は改造により新たに掲出物件の管理者が条例第12条第2項の規定の適用を受けることとなる場合にあつては、当該管理者が県条例第25条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類を添付しなければならない。

3 条例第18条第1項ただし書に規定する軽微な改装又は改造は、次のとおりとする。

- (1) 許可広告物等の塗替え（色彩及び意匠を変更しないものに限る。）、補強、修繕その他許可広告物等の管理上必要な行為
- (2) 許可広告物等の規模の縮小で、色彩、意匠、形状、材料及び構造を大幅に変更しないもの
- (3) 掲示板その他はり紙等の定期的な掲出を目的とする掲出物件に掲出するはり紙等のはり替え
- (4) 許可を受けた掲出物件に店舗、劇場その他の常設興行場等の営業又は催事の内容を表示する広告物の定期的な取替え又は書換えで、表示者及び管理者の変更並びに表示面積の拡大がないもの

4 条例第18条第2項の規定による継続の許可の申請は、屋外広告物継続許可申請書（様式第3号）によるものとする。

5 前項の申請書には、第4条第2項第1号に掲げる書類及び当該申請に係る広告物又は掲出物件のカラー写真並びに当該申請が広告板若しくは広告塔（ネオン類照明広告物を含む。以下同じ。）、アーチ広告物又は広告幕を掲出する物件に係るものである場合にあっては、屋外広告物安全点検調書（様式第8号）を添付しなければならない。

6 前項の調書は、条例第12条第1項第2号に規定する管理者が作成したものでなければならない。

（除却届）

第14条 条例第20条第2項の規定による届出は、屋外広告物除却届出書（様式第9号）によるものとする。

2 前項の届出書には、当該届出に係る広告物又は掲出物件の除却後の現況写真を添付しなければならない。

（違反広告物である旨の表示方法等）

第15条 条例第25条に規定する表示は、違反広告物表示証票（様式第10号。以下「証票」という。）を広告物又は掲出物件にはり付けることにより行う。

2 前項の証票は、広告物又は掲出物件の主たる表示の内容を損なわない箇所にはり付けるものとする。

（保管広告物等の公示の方法）

第16条 条例第26条第2項に規定する公示の方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 条例第26条第1項各号に掲げる事項を、湖南省公告式条例（平成16年湖南省条例第

3号) 第2条第2項に規定する掲示場に2週間(条例第27条第1項第1号に該当する広告物については、2日間) 掲示すること。

(2) 条例第26条第1項第2号に該当する広告物又は掲出物件については、前号の公示の期間が満了してもなお当該保管広告物等の所有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、当該公示の要旨を告示すること。

2 条例第26条第3項に規定する場所は、屋外広告物に関する事務を所管する部署とする。  
(保管広告物等の売却手続)

第17条 市長は、条例第27条第3項に規定する競争入札のうち一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも10日前までに、当該保管広告物等の種類、数量その他必要な事項を公告しなければならない。

2 市長は、条例第27条第3項に規定する競争入札のうち指名競争入札に付そうとするときは、原則として3人以上の入札者を指名し、かつ、それらの者に当該保管広告物等の種類、数量その他必要な事項をあらかじめ通知しなければならない。

3 市長は、条例第27条第3項ただし書に規定する随意契約により売却しようとするときは、当該保管広告物等の種類、数量その他必要な事項を示して、原則として2人以上の者から見積書を提出させなければならない。

(受領書)

第18条 条例第28条に規定する受領書は、保管広告物等受領書(様式第11号)によるものとする。

(身分証明書)

第19条 条例第29条第2項に規定する身分を示す証明書は、立入検査員身分証明書(様式第12号)によるものとする。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年規則第27号)

この規則は、平成31年7月1日から施行する。

附 則(令和2年規則第14号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1(第8条関係)

種類	定義	許可期間
広告板及び広告塔	木又は金属等の耐久性のある材料を使用して	3年以下

	作製され、堅ろうな構造を持つもので、土地に建植され、又は建築物その他の土地に定着する工作物に固定されるもの	
立看板（スタンド型立看板を含む。）	工作物その他の物件に立て掛けられ、又は独立して立つもので、容易に移動させることができるもの	6月以下
広告旗（これを支える台を含む。）	工作物その他の物件に取り付けられ、又は独立して立つもので容易に移動又は取り外すことができるもの	6月以下
はり紙（つり下げのものを含む。）	紙等を使用して作製されたもので建築物その他物件にはり付けるもの	2月以下
はり札	板等にはり紙をはり、又は板等に直接印刷したもののうち、建築物その他の工作物等に取り付けられるもので、容易に取り外すことができるもの	1年以下
電柱及び街灯柱広告物並びにこれらに類するもの	木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作製されたものを電柱に取り付けて表示するもの	1年以下
アーチ広告物	木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作製され、道路を横断して建植されるもの	3年以下
広告幕	建物その他を利用して布又は網に広告内容を掲げて表示するもの	2月以下
アドバルーン	気球を掲揚し、又はその下に広告網を付けて表示するもの	1月以下
ぼんぼり	布又は木等の材料を使用して作製したものはこれに広告内容を添加して表示するもの	2月以下
電光表示板等	可変表示（LED等を用いた動画の広告板及び映像装置、電子広告、ネオンサインその他常時表示内容を変えることができるものをいう。以下同じ。）を用いたもの又は可変式照明付き広告物（回転灯又は光源の運動、明滅、照	3年以下

	射方向の運動を伴う照明と一体となった広告物若しくは掲出物件をいう。)を用いたもの	
--	--	--

別表第2 (第9条関係)

1 一般基準

- (1) 都市及び自然美を損なわないように表示し、かつ、面積、色彩、形状、意匠等を周囲の環境に調和させること。
- (2) 色数を抑えるとともに、地色の高彩度の色彩は、表示面積の3分の1以下であること。  
高彩度は、彩度10を超える色をいう。
- (3) 蛍光及び発光を伴う塗料又は材料を用いないこと。
- (4) 照明を伴うものにあつては、照明の光及び照明器具自体が周辺の景観又は風致を害しないこと。
- (5) 電光表示板等その他の可変式照明（ネオン、LEDランプ、白熱電球、蛍光灯等による光源の運動並びに光の明滅及び照射方向の運動を伴う照明をいう。）にあつては、周辺の景観に影響を及ぼさないよう明るさを適切に管理し、その表示及び点滅の速度は努めて緩やかなものとする事。
- (6) 道路標識、信号機、交差点等の付近では、交通安全の妨げにならないようにすること。

2 地域区分ごとの基準

- (1) 自家用広告物（自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物又はその掲出物件をいう。以下同じ。）

地域区分	種類	規格等
第1種地域	全ての広告物	1 表示面積の合計は、15平方メートル以下であること。 2 電光表示板等は、片面5平方メートル以下であつて、かつ、1事業者につき1箇所であること。ただし、同一の掲出物件に表示される場合はこの限りでない。
	屋上広告物（建築物の屋上等を利用して表示し、又は設置する広告物又	1 高さは、地上から広告物を設置する箇所までの高さの3分の2以下であつて、かつ、3メートル以下であること。 2 屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。

<p>は掲出物件をいう。以下同じ。)</p>	<p>と。</p> <p>3 広告物又は掲出物件を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆うこと。</p> <p>4 形状は縦の高さを横の長さで除した数値が1.2以下であること。</p>
<p>壁面広告物（建築物の壁面を利用して表示し、又は設置する広告物又は掲出物件（突き出すものを除く。）をいう。以下同じ。)</p>	<p>1 表示面積は、表示される壁面の面積の3分の1以下であること。</p> <p>2 壁面内で表示し、又は設置するものであること。</p>
<p>突出広告物（建築物の外壁面から突き出して表示し、又は設置する広告物又は掲出物件をいう。以下同じ。)</p>	<p>1 突出幅は、取付壁面から1.5メートル以下であり、かつ、道路上に突き出す場合には、道路上への突出幅は1メートル以下であること。</p> <p>2 下端の高さは、歩道上にあっては地上から2.7メートル以上、車道上にあっては地上から4.7メートル以上であること。</p> <p>3 上端は、取付壁面の高さを超えないものであること。</p>
<p>野立広告物（木、金属等の耐久性のある材料を使用して作製されたものであって、土地に建植されるものをいう。以下同じ。)</p>	<p>1 高さは、地上から10メートル以下であること。</p>
<p>電柱の類を利用する広告物（以下「電柱広告物」という。)</p>	<p>1 表示面積は、1面につき1平方メートル以下であること。</p> <p>2 巻付け広告物の下端の高さは、地上から1.2メートル以上で、長さは1.8メートル以下であること。</p>



		<p>3 袖付け広告物の下端の高さは、歩道上にあっては地上から2.7メートル以上、車道上にあっては地上から4.7メートル以上で、長さ1.5メートル以下、突き出し幅は0.9メートル以下であること。ただし、表示面積は1.2平方メートル以下であること。</p> <p>4 袖付けにする広告物は、原則として歩道又は民地側に向けて設置するものであること。</p> <p>5 広告物の個数は、1柱につき巻付けにする広告物1巻きと袖付けにする広告物1個以内であること。</p> <p>6 電光表示板でないこと。</p>
	立看板	高さは、地上から3メートル以下であること。
	広告旗	高さは、脚を含めて3メートル以下であること。
第2種地域	全ての広告物	<p>1 表示面積の合計は、15平方メートル以下であること。ただし都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条に規定する用途地域を除く。</p> <p>2 電光表示板等は、片面5平方メートル以下であって、かつ、1事業者につき1箇所であること。ただし、同一の掲出物件に表示される場合はこの限りでない。</p>
	屋上広告物	<p>1 高さは、地上から広告物を設置する箇所までの高さの3分の2以下であって、かつ、3メートル以下であること。ただし、都市計画法第8条に規定する用途地域では、地上から広告物を設置する箇所までの高さの3分の2以下であって、かつ、10メートル以下であること。</p> <p>2 屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。</p> <p>3 広告物又は掲出物件を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆うこと。</p> <p>4 形状は縦の高さを横の長さで除した数値が1.2以下であること。</p>
	壁面広告物	<p>1 表示面積は、表示される壁面の面積の3分の1以下</p>

		<p>であること。</p> <p>2 壁面内で表示し、又は設置するものであること。</p>
	突出広告物	<p>1 突出幅は、取付壁面から1.5メートル以下であり、かつ、道路上に突き出す場合には、道路上への突出幅は1メートル以下であること。</p> <p>2 下端の高さは、歩道上にあつては地上から2.7メートル以上、車道上にあつては地上から4.7メートル以上であること。</p> <p>3 上端は、取付壁面の高さを超えないものであること。</p>
	野立広告物	<p>高さは、地上から10メートル以下であること。ただし、都市計画法第8条に規定する用途地域では、15メートル以下であること。</p>
	電柱広告物	<p>1 表示面積は、1面につき1平方メートル以下であること。</p> <p>2 巻付け広告物の下端の高さは、地上から1.2メートル以上で、長さは1.8メートル以下であること。</p> <p>3 袖付け広告物の下端の高さは、歩道上にあつては地上から2.7メートル以上、車道上にあつては地上から4.7メートル以上で、長さ1.5メートル以下、突き出し幅は0.9メートル以下であること。ただし、表示面積は1.2平方メートル以下であること。</p> <p>4 袖付けにする広告物は、原則として歩道又は民地側に向けて設置するものであること。</p> <p>5 広告物の個数は、1柱につき巻付けにする広告物1巻きと袖付けにする広告物1個以内であること。</p> <p>6 電光表示板でないこと。</p>
	立看板	<p>高さは、地上から3メートル以下であること。</p>
	広告旗	<p>高さは、脚を含めて3メートル以下であること。</p>
第3種地域	全ての広告物	<p>1 表示面積の合計は、10平方メートル以下であること。</p> <p>2 電光表示板等は、片面5平方メートル以下であつて、かつ、1事業者につき1箇所であること。ただし、同</p>

	一の掲出物件に表示される場合はこの限りでない。
屋上広告物	<p>1 高さは、地上から広告物を設置する箇所までの高さの3分の2以下であって、かつ、3メートル以下であること。</p> <p>2 屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。</p> <p>3 広告物又は掲出物件を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆うこと。</p> <p>4 形状は縦の高さを横の長さで除した数値が1.2以下であること。</p>
壁面広告物	<p>1 表示面積は、表示される壁面の面積の4分の1以下であること。</p> <p>2 壁面内で表示し、又は設置するものであること。</p>
突出広告物	<p>1 突出幅は、取付壁面から1.5メートル以下であり、かつ、道路上に突き出す場合には、道路上への突出幅は1メートル以下であること。</p> <p>2 下端の高さは、歩道上にあっては地上から2.7メートル以上、車道上にあっては地上から4.7メートル以上であること。</p> <p>3 上端は、取付壁面の高さを超えないものであること。</p>
野立広告物	高さは、地上から10メートル以下であること。
電柱広告物	<p>1 表示面積は、1面につき1平方メートル以下であること。</p> <p>2 巻付け広告物の下端の高さは、地上から1.2メートル以上で、長さは1.8メートル以下であること。</p> <p>3 袖付け広告物の下端の高さは、歩道上にあっては地上から2.7メートル以上、車道上にあっては地上から4.7メートル以上で、長さ1.5メートル以下、突き出し幅は0.9メートル以下であること。ただし、表示面積は1.2平方メートル以下であること。</p> <p>4 袖付けにする広告物は、原則として歩道又は民地側</p>

		<p>に向けて設置するものであること。</p> <p>5 広告物の個数は、1柱につき巻付けにする広告物1巻きと袖付けにする広告物1個以内であること。</p> <p>6 電光表示板でないこと。</p>
	立看板	高さは、地上から3メートル以下であること。
	広告旗	高さは、脚を含めて3メートル以下であること。
第4種地域	全ての広告物	<p>1 表示面積の合計は、15平方メートル以下であること。</p> <p>2 電光表示板等は、片面5平方メートル以下であって、かつ、1事業者につき1箇所であること。ただし、同一の掲出物件に表示される場合はこの限りでない。</p>
	屋上広告物	<p>1 高さは、地上から広告物を設置する箇所までの高さの3分の2以下であって、かつ、3メートル以下であること。</p> <p>2 屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。</p> <p>3 広告物又は掲出物件を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆うこと。</p> <p>4 形状は縦の高さを横の長さで除した数値が1.2以下であること。</p>
	壁面広告物	<p>1 表示面積は、表示される壁面の面積の3分の1以下であること。</p> <p>2 壁面内で表示し、又は設置するものであること。</p>
	突出広告物	<p>1 突出幅は、取付壁面から1.5メートル以下であり、かつ、道路上に突き出す場合には、道路上への突出幅は1メートル以下であること。</p> <p>2 下端の高さは、歩道上にあつては地上から2.7メートル以上、車道上にあつては地上から4.7メートル以上であること。</p> <p>3 上端は、取付壁面の高さを超えないものであること。</p>
	野立広告物	高さは、地上から10メートル以下であること。
	電柱広告物	1 表示面積は、1面につき1平方メートル以下である

		<p>こと。</p> <p>2 巻付け広告物の下端の高さは、地上から1.2メートル以上で、長さは1.8メートル以下であること。</p> <p>3 袖付け広告物の下端の高さは、歩道上にあつては地上から2.7メートル以上、車道上にあつては地上から4.7メートル以上で、長さ1.5メートル以下、突き出し幅は0.9メートル以下であること。ただし、表示面積は1.2平方メートル以下であること。</p> <p>4 袖付けにする広告物は、原則として歩道又は民地側に向けて設置するものであること。</p> <p>5 広告物の個数は、1柱につき巻付けにする広告物1巻きと袖付けにする広告物1個以内であること。</p> <p>6 電光表示板でないこと。</p>
	立看板	高さは、地上から3メートル以下であること。
	広告旗	高さは、脚を含めて3メートル以下であること。
第5種地域	全ての広告物	1 電光表示板等は、片面10平方メートル以下であつて、かつ、1事業者につき1箇所であること。ただし、同一の掲出物件に表示される場合はこの限りでない。都市計画法第8条に規定する住居系用途地域では、片面5平方メートルであること。
	屋上広告物	<p>1 高さは、地上から広告物を設置する箇所までの高さの3分の2以下であつて、かつ、10メートル以下であること。</p> <p>2 屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。</p> <p>3 広告物又は掲出物件を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆うこと。</p>
	壁面広告物	1 表示面積は、表示される壁面の面積の2分の1以下であること。ただし、都市計画法第8条に規定する住居系用途地域では、表示される壁面の面積の3分の1以下であること。

		2 壁面内で表示し、又は設置するものであること。
	突出広告物	<p>1 突出幅は、取付壁面から1.5メートル以下であり、かつ、道路上に突き出す場合には、道路上への突出幅は1メートル以下であること。</p> <p>2 下端の高さは、歩道上にあつては地上から2.7メートル以上、車道上にあつては地上から4.7メートル以上であること。</p> <p>3 上端は、取付壁面の高さを超えないものであること。</p>
	野立広告物	高さは、地上から20メートル以下であること。ただし、都市計画法第8条に規定する住居系用途地域では、地上から10メートル以下であること。
	電柱広告物	<p>1 表示面積は、1面につき1平方メートル以下であること。</p> <p>2 巻付け広告物の下端の高さは、地上から1.2メートル以上で、長さは1.8メートル以下であること。</p> <p>3 袖付け広告物の下端の高さは、歩道上にあつては地上から2.7メートル以上、車道上にあつては地上から4.7メートル以上で、長さ1.5メートル以下、突き出し幅は0.9メートル以下であること。ただし、表示面積は1.2平方メートル以下であること。</p> <p>4 袖付けにする広告物は、原則として歩道又は民地側に向けて設置するものであること。</p> <p>5 広告物の個数は、1柱につき巻付けにする広告物1巻きと袖付けにする広告物1個以内であること。</p> <p>6 電光表示板でないこと。</p>
	立看板	高さは、地上から3メートル以下であること。
	広告旗	高さは、脚を含めて3メートル以下であること。
第6種地域	全ての広告物	1 電光表示板等は、片面10平方メートル以下であつて、かつ、1事業者につき1箇所であること。ただし、同一の掲出物件に表示される場合はこの限りでない。都市計画法第8条に規定する住居系用途地域では、片面

	5平方メートルであること。
屋上広告物	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 高さは、地上から広告物を設置する箇所までの高さの3分の2以下であって、かつ、10メートル以下であること。</li> <li>2 屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。</li> <li>3 広告物又は掲出物件を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆うこと。</li> </ol>
壁面広告物	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 表示面積は、表示される壁面の面積の2分の1以下であること。ただし、都市計画法第8条に規定する住居系用途地域では、表示される壁面の面積の3分の1以下であること。</li> <li>2 壁面内で表示し、又は設置するものであること。</li> </ol>
突出広告物	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 突出幅は、取付壁面から1.5メートル以下であり、かつ、道路上に突き出す場合には、道路上への突出幅は1メートル以下であること。</li> <li>2 下端の高さは、歩道上にあっては地上から2.7メートル以上、車道上にあっては地上から4.7メートル以上であること。</li> <li>3 上端は、取付壁面の高さを超えないものであること。</li> </ol>
野立広告物	高さは、地上から20メートル以下であること。ただし、都市計画法第8条に規定する住居系用途地域では、地上から10メートル以下であること。
電柱広告物	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 表示面積は、1面につき1平方メートル以下であること。</li> <li>2 巻付け広告物の下端の高さは、地上から1.2メートル以上で、長さは1.8メートル以下であること。</li> <li>3 袖付け広告物の下端の高さは、歩道上にあっては地上から2.7メートル以上、車道上にあっては地上から4.7メートル以上で、長さ1.5メートル以下、突き出し幅は0.9メートル以下であること。ただし、表示面積は</li> </ol>

		<p>1.2平方メートル以下であること。</p> <p>4 袖付けにする広告物は、原則として歩道又は民地側に向けて設置するものであること。</p> <p>5 広告物の個数は、1柱につき巻付けにする広告物1巻きと袖付けにする広告物1個以内であること。</p> <p>6 電光表示板でないこと。</p>
	立看板	高さは、地上から3メートル以下であること。
	広告旗	高さは、脚を含めて3メートル以下であること。
第7種地域	全ての広告物	<p>1 電光表示板等は、片面10平方メートル以下であって、かつ、1事業所につき1箇所であること。ただし、同一の掲出物件に表示される場合はこの限りでない。都市計画法第8条に規定する住居系用途地域では、片面5平方メートルであること。</p>
	屋上広告物	<p>1 高さは、地上から広告物を設置する箇所までの高さの3分の2の範囲内であって、かつ、10メートル以下であること。</p> <p>2 屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。</p> <p>3 広告物又は掲出物件を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆うこと。</p>
	壁面広告物	<p>1 表示面積は、表示される壁面の面積の2分の1以下であること。ただし、都市計画法第8条に規定する住居系用途地域では、表示される壁面の面積の3分の1以下であること。</p> <p>2 壁面内で表示し、又は設置するものであること。</p>
	突出広告物	<p>1 突出幅は、取付壁面から1.5メートル以下であり、かつ、道路上に突き出す場合には、道路上への突出幅は1メートル以下であること。</p> <p>2 下端の高さは、歩道上にあつては地上から2.7メートル以上、車道上にあつては地上から4.7メートル以上であること。</p>



		3 上端は、取付壁面の高さを超えないものであること。
	野立広告物	高さは、地上から20メートル以下であること。都市計画法第8条に規定する住居系用途地域では、地上から10メートルであること。
	電柱広告物	1 表示面積は、1面につき1平方メートル以下であること。 2 巻付け広告物の下端の高さは、地上から1.2メートル以上で、長さは1.8メートル以下であること。 3 袖付け広告物の下端の高さは、歩道上にあっては地上から2.7メートル以上、車道上にあっては地上から4.7メートル以上で、長さ1.5メートル以下、突き出し幅は0.9メートル以下であること。ただし、表示面積は1.2平方メートル以下であること。 4 袖付けにする広告物は、原則として歩道又は民地側に向けて設置するものであること。 5 広告物の個数は、1柱につき巻付けにする広告物1巻きと袖付けにする広告物1個以内であること。 6 電光表示板でないこと。
	立看板	高さは、地上から3メートル以下であること。
	広告旗	高さは、脚を含めて3メートル以下であること。
第8種地域	全ての広告物	1 電光表示板等は、片面10平方メートル以下であって、かつ、1事業者につき1箇所であること。ただし、同一の掲出物件に表示される場合はこの限りでない。
	屋上広告物	1 高さは、地上から広告物を設置する箇所までの高さの3分の2以下であって、かつ、10メートル以下であること。 2 屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。 3 広告物又は掲出物件を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆うこと。
	壁面広告物	1 表示面積は、表示される壁面の面積の3分の1以下

		であること。
		2 壁面内で表示し、又は設置するものであること。
突出広告物		1 突出幅は、取付壁面から1.5メートル以下であり、かつ、道路上に突き出す場合には、道路上への突出幅は1メートル以下であること。 2 下端の高さは、歩道上にあつては地上から2.7メートル以上、車道上にあつては地上から4.7メートル以上であること。 3 上端は、取付壁面の高さを超えないものであること。
野立広告物		高さは、地上から10メートル以下であること。
電柱広告物		1 表示面積は、1面につき1平方メートル以下であること。 2 巻付け広告物の下端の高さは、地上から1.2メートル以上で、長さは1.8メートル以下であること。 3 袖付け広告物の下端の高さは、歩道上にあつては地上から2.7メートル以上、車道上にあつては地上から4.7メートル以上で、長さ1.5メートル以下、突き出し幅は0.9メートル以下であること。ただし、表示面積は1.2平方メートル以下であること。 4 袖付けにする広告物は、原則として歩道又は民地側に向けて設置するものであること。 5 広告物の個数は、1柱につき巻付けにする広告物1巻きと袖付けにする広告物1個以内であること。 6 電光表示板でないこと。
立看板		高さは、地上から3メートル以下であること。
広告旗		高さは、脚を含めて3メートル以下であること。

(2) 自家用広告物以外の広告物

地域区分	種類	規格等
第1種地域	全ての広告物	1 表示面積の40パーセント以上を地図、地名、路線名、矢印、方角、店舗までの距離又は敷地出入り口の場所を示す案内内容を用いた「道標・案内図板」であるこ

	<p>と。</p> <p>2 電光表示板等の設置は許可しない。</p> <p>3 同一の広告主が表示し、又は設置するものにあつては、同一地域内（100メートル×100メートルの区間）に2個以下であること。</p>
屋上広告物	<p>1 高さは、地上から広告物を設置する箇所までの高さの2分の1以下であつて、かつ、3メートル以下であること。</p> <p>2 屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。</p> <p>3 広告物又は掲出物件を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆うこと。</p> <p>4 形状は縦の高さを横の長さで除した数値が1.2以下であること。</p>
壁面広告物	<p>1 表示面積は、表示される壁面の面積の3分の1以下であること。</p> <p>2 壁面内で表示し、又は設置するものであること。</p>
突出広告物	<p>1 突出幅は、取付壁面から1.5メートル以下であり、かつ、道路上に突き出す場合には、道路上への突出幅は1メートル以下であること。</p> <p>2 下端の高さは、歩道上にあつては地上から2.7メートル以上、車道上にあつては地上から4.7メートル以上であること。</p> <p>3 上端は、取付壁面の高さを超えないものであること。</p>
野立広告物	<p>1 表示面積は、1面につき3平方メートル以下であること。ただし、2以上の者が共同で同一の広告物に表示し、又は設置する場合にあつては、5平方メートル以下で、かつ、一事業者の広告表示面が3平方メートル以下であること。</p> <p>2 高さは、地上から4.5メートル以下であること。</p> <p>3 一の国道と他の国道との平面交会する地点から30メ</p>

		メートル以下の区間に係る区域に所在するものを除く。
	電柱の類を利用する広告物（以下「電柱広告物」という。）	<p>1 表示面積は、1面につき1平方メートル以下であること。</p> <p>2 巻付け広告物の下端の高さは、地上から1.2メートル以上で、長さは1.8メートル以下であること。</p> <p>3 袖付け広告物の下端の高さは、歩道上にあつては地上から2.7メートル以上、車道上にあつては地上から4.7メートル以上で、長さ1.5メートル以下、突き出し幅は0.9メートル以下であること。ただし、表示面積は1.2平方メートル以下であること。</p> <p>4 袖付けにする広告物は、原則として歩道又は民地側に向けて設置するものであること。</p> <p>5 広告物の個数は、1柱につき巻付けにする広告物1巻及び袖付けにする広告物1個以下であること。</p>
	立看板	設置は許可しない。
	広告旗	設置は許可しない。
第2種地域	全ての広告物	設置は許可しない。
	屋上広告物	設置は許可しない。
	壁面広告物	設置は許可しない。
	突出広告物	設置は許可しない。
	野立広告物	設置は許可しない。
	電柱広告物	設置は許可しない。
	立看板	設置は許可しない。
	広告旗	設置は許可しない。
第3種地域	全ての広告物	<p>1 表示面積の40パーセント以上を地図、地名、路線名、矢印、方角、店舗までの距離又は敷地出入り口の場所を示す案内内容を用いた「道標・案内図板」であること。</p> <p>2 電光表示板等の設置は許可しない。</p> <p>3 同一の広告主が表示し、又は設置するものにあつては、同一地域内（100メートル×100メートルの区間）</p>

	に2個以下であること。
屋上広告物	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 高さは、地上から広告物を設置する箇所までの高さの2分の1以下であって、かつ、3メートル以下であること。</li> <li>2 屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。</li> <li>3 広告物又は掲出物件を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆うこと。</li> <li>4 形状は縦の高さを横の長さで除した数値が1.2以下であること。</li> </ol>
壁面広告物	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 表示面積は、表示される壁面の面積の4分の1以下であること。</li> <li>2 壁面内で表示し、又は設置するものであること。</li> </ol>
突出広告物	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 突出幅は、取付壁面から1.5メートル以下であり、かつ、道路上に突き出す場合には、道路上への突出幅は1メートル以下であること。</li> <li>2 下端の高さは、歩道上にあつては地上から2.7メートル以上、車道上にあつては地上から4.7メートル以上であること。</li> <li>3 上端は、取付壁面の高さを超えないものであること。</li> </ol>
野立広告物	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 表示面積は、1面につき3平方メートル以下であること。ただし、2以上の者が共同で同一の広告物に表示し、又は設置する場合にあつては、5平方メートル以下で、かつ、一事業者の広告表示面が3平方メートル以下あること。</li> <li>2 高さは、地上若しくは道路面から4.5メートル以下であること。</li> <li>3 一の国道と他の国道との平面交会する地点から30メートル以下の区間に係る区域に所在するものを除く。</li> </ol>
電柱広告物	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 表示面積は、1面につき1平方メートル以下であること。</li> </ol>

		<p>2 巻付け広告物の下端の高さは、地上から1.2メートル以上で、長さは1.8メートル以下であること。</p> <p>3 袖付け広告物の下端の高さは、歩道上にあつては地上から2.7メートル以上、車道上にあつては地上から4.7メートル以上で、長さ1.5メートル以下、突き出し幅は0.9メートル以下であること。ただし、表示面積は1.2平方メートル以下であること。</p> <p>4 袖付けにする広告物は、原則として歩道又は民地側に向けて設置するものであること。</p> <p>5 広告物の個数は、1柱につき巻付けにする広告物1巻及び袖付けにする広告物1個以下であること。</p>
	立看板	設置は許可しない。
	広告旗	設置は許可しない。
第4種地域	全ての広告物	<p>1 表示面積の40パーセント以上を地図、地名、路線名、矢印、方角、店舗までの距離又は敷地出入り口の場所を示す案内内容を用いた「道標・案内図板」であること。</p> <p>2 電光表示板等の設置は許可しない。</p> <p>3 同一の広告主が表示し、又は設置するものにあつては、相互間距離は、500メートル以上であること。</p>
	屋上広告物	<p>1 高さは、地上から広告物を設置する箇所までの高さの2分の1以下であつて、かつ、3メートル以下であること。</p> <p>2 屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。</p> <p>3 広告物又は掲出物件を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆うこと。</p> <p>4 形状は縦の高さを横の長さで除した数値が1.2以下であること。</p>
	壁面広告物	<p>1 表示面積は、表示される壁面の面積の3分の1以下であること。</p>

	2 壁面内で表示し、又は設置するものであること。
突出広告物	<p>1 突出幅は、取付壁面から1.5メートル以下であり、かつ、道路上に突き出す場合には、道路上への突出幅は1メートル以下であること。</p> <p>2 下端の高さは、歩道上にあつては地上から2.7メートル以上、車道上にあつては地上から4.7メートル以上であること。</p> <p>3 上端は、取付壁面の高さを超えないものであること。</p>
野立広告物	<p>1 表示面積は、1面につき5平方メートル以下であること。ただし、10以上の者が共同で同一の広告物に表示し、又は設置する場合にあつては、30平方メートル以下で、かつ、1事業者の表示面積が5平方メートルを超えないこと。</p> <p>2 高さは、地上若しくは道路面から4.5メートル以下であること。</p> <p>3 一の国道と他の国道との平面交会する地点から30メートル以下の区間に係る区域に所在するものを除く。</p>
電柱広告物	<p>1 表示面積は、1面につき1平方メートル以下であること。</p> <p>2 巻付け広告物の下端の高さは、地上から1.2メートル以上で、長さは1.8メートル以下であること。</p> <p>3 袖付け広告物の下端の高さは、歩道上にあつては地上から2.7メートル以上、車道上にあつては地上から4.7メートル以上で、長さ1.5メートル以下、突き出し幅は0.9メートル以下であること。ただし、表示面積は1.2平方メートル以下であること。</p> <p>4 袖付けにする広告物は、原則として歩道又は民地側に向けて設置するものであること。</p> <p>5 広告物の個数は、1柱につき巻付けにする広告物1巻及び袖付けにする広告物1個以下であること。</p>
立看板	設置は許可しない。

	広告旗	設置は許可しない。
第5種地域	全ての広告物	1 電光表示板等の設置は許可しない。
	屋上広告物	1 高さは、地上から広告物を設置する箇所までの高さの2分の1以下であって、かつ、5メートル以下であること。ただし、都市計画法第8条に規定する住居系用途地域では、地上から広告物を設置する箇所までの高さの2分の1の範囲内であって、かつ、3メートル以下であること。 2 屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。 3 広告物又は掲出物件を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆うこと。
	壁面広告物	1 表示面積は、表示される壁面の面積の2分の1以下であること。ただし、都市計画法第8条に規定する住居系用途地域では、表示される壁面の面積の3分の1以下であること。 2 壁面内で表示し、又は設置するものであること。
	突出広告物	1 突出幅は、取付壁面から1.5メートル以下であり、かつ、道路上に突き出す場合には、道路上への突出幅は1メートル以下であること。 2 下端の高さは、歩道上にあつては地上から2.7メートル以上、車道上にあつては地上から4.7メートル以上であること。 3 上端は、取付壁面の高さを超えないものであること。
	野立広告物	1 表示面積は、1面につき5平方メートル以下であること。ただし、10以上の者が共同で同一の広告物に表示し、又は設置する場合にあつては、30平方メートル以下で、かつ、1事業者の表示面積が5平方メートルを超えないこと。 2 高さは、地上若しくは道路面から4.5メートル以下であること。



		<p>3 同一の広告主が表示し、又は設置するものにあつては、同一地域内（100メートル×100メートルの区間）に2個以下であること。</p> <p>4 一の国道と他の国道との平面交会する地点から30メートル以下の区間に係る区域に所在するものを除く。</p> <p>5 表示面積の40パーセント以上を地図や矢印、案内内容に用いた「道標・案内図板」であること。</p>
	電柱広告物	<p>1 表示面積は、1面につき1平方メートル以下であること。</p> <p>2 巻付け広告物の下端の高さは、地上から1.2メートル以上で、長さは1.8メートル以下であること。</p> <p>3 袖付け広告物の下端の高さは、歩道上にあつては地上から2.7メートル以上、車道上にあつては地上から4.7メートル以上で、長さ1.5メートル以下、突き出し幅は0.9メートル以下であること。ただし、表示面積は1.2平方メートル以下であること。</p> <p>4 袖付けにする広告物は、原則として歩道又は民地側に向けて設置するものであること。</p> <p>5 広告物の個数は、1柱につき巻付けにする広告物1巻及び袖付けにする広告物1個以下であること。</p>
	立看板	設置は許可しない。
	広告旗	設置は許可しない。
第6種地域	全ての広告物	電光表示板等は、片面10平方メートル以下であつて、かつ、1事業者につき1箇所であること。ただし、同一の掲出物件に表示される場合はこの限りでない。都市計画法第8条に規定する住居系用途地域では、設置は許可しない。
	屋上広告物	1 高さは、地上から広告物を設置する箇所までの高さの2分の1以下であつて、かつ、5メートル以下であること。ただし、都市計画法第8条に規定する住居系用途地域では、地上から広告物を設置する箇所までの

	<p>高さの2分の1の範囲内であって、かつ、3メートル以下であること。</p> <p>2 屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。</p> <p>3 広告物又は掲出物件を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆うこと。</p>
壁面広告物	<p>1 表示面積は、表示される壁面の面積の2分の1以下であること。ただし、都市計画法第8条に規定する住居系用途地域では、表示される壁面の面積の3分の1以下であること。</p> <p>2 壁面内で表示し、又は設置するものであること。</p>
突出広告物	<p>1 突出幅は、取付壁面から1.5メートル以下であり、かつ、道路上に突き出す場合には、道路上への突出幅は1メートル以下であること。</p> <p>2 下端の高さは、歩道上にあつては地上から2.7メートル以上、車道上にあつては地上から4.7メートル以上であること。</p> <p>3 上端は、取付壁面の高さを超えないものであること。</p>
野立広告板	<p>1 表示面積は、1面10平方メートル以下であること。</p> <p>2 高さは、地上から4.5メートル以下であること。</p>
野立広告塔	<p>1 表示面積は、20平方メートル以下で、かつ、一面の幅が2メートル以下であること。</p> <p>2 高さは、地上から10メートル以下であること。</p> <p>3 相互間距離は、100メートル以上であること。</p>
	<p>※野立広告板と野立広告塔の相互間距離は、互いにかか るものとする。</p>
電柱広告物	<p>1 表示面積は、1面につき1平方メートル以下であること。</p> <p>2 巻付け広告物の下端の高さは、地上から1.2メートル以上で、長さは1.8メートル以下であること。</p> <p>3 袖付け広告物の下端の高さは、歩道上にあつては地</p>

		<p>上から2.7メートル以上、車道上にあつては地上から4.7メートル以上で、長さ1.5メートル以下、突き出し幅は0.9メートル以下であること。ただし、表示面積は1.2平方メートル以下であること。</p> <p>4 袖付けにする広告物は、原則として歩道又は民地側に向けて設置するものであること。</p> <p>5 広告物の個数は、1柱につき巻付けにする広告物1巻及び袖付けにする広告物1個以下であること。</p> <p>6 電光表示板等でないこと。</p>
	立看板	設置は許可しない。
	広告旗	設置は許可しない。
第7種地域	全ての広告物	電光表示板等は、片面10平方メートル以下であつて、かつ、1事業者につき1箇所であること。ただし、同一の掲出物件に表示される場合はこの限りでない。都市計画法第8条に規定する住居系用途地域では、設置は許可しない。
	屋上広告物	<p>1 高さは、地上から広告物を設置する箇所までの高さの2分の1以下であつて、かつ、5メートル以下であること。ただし、都市計画法第8条に規定する住居系用途地域では、地上から広告物を設置する箇所までの高さの2分の1以下であつて、かつ、3メートル以下であること。</p> <p>2 屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。</p> <p>3 広告物又は掲出物件を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆うこと。</p>
	壁面広告物	<p>1 表示面積は、表示される壁面の面積の2分の1以下であること。ただし、都市計画法第8条に規定する住居系用途地域では、表示される壁面の面積の3分の1以下であること。</p> <p>2 壁面内で表示し、又は設置するものであること。</p>

	突出広告物	<p>1 突出幅は、取付壁面から1.5メートル以下であり、かつ、道路上に突き出す場合には、道路上への突出幅は1メートル以下であること。</p> <p>2 下端の高さは、歩道上にあつては地上から2.7メートル以上、車道上にあつては地上から4.7メートル以上であること。</p> <p>3 上端は、取付壁面の高さを超えないものであること。</p>
	野立広告物	高さは、地上から10メートル以下であること。
	電柱広告物	<p>1 表示面積は、1面につき1平方メートル以下であること。</p> <p>2 巻付け広告物の下端の高さは、地上から1.2メートル以上で、長さは1.8メートル以下であること。</p> <p>3 袖付け広告物の下端の高さは、歩道上にあつては地上から2.7メートル以上、車道上にあつては地上から4.7メートル以上で、長さ1.5メートル以下、突き出し幅は0.9メートル以下であること。ただし、表示面積は1.2平方メートル以下であること。</p> <p>4 袖付けにする広告物は、原則として歩道又は民地側に向けて設置するものであること。</p> <p>5 広告物の個数は、1柱につき巻付けにする広告物1巻及び袖付けにする広告物1個以下であること。</p> <p>6 電光表示板でないこと。</p>
	立看板	設置は許可しない。
	広告旗	設置は許可しない。
第8種地域	全ての広告物	電光表示板等の設置は許可しない。
	屋上広告物	<p>1 高さは、地上から広告物を設置する箇所までの高さの2分の1以下であつて、かつ、3メートル以下であること。</p> <p>2 屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。</p> <p>3 広告物又は掲出物件を支持する支柱等を見えないよ</p>

	う外枠等で覆うこと。
壁面広告物	<p>1 表示面積は、表示される壁面の面積の3分の1以下であること。</p> <p>2 壁面内で表示し、又は設置するものであること。</p>
突出広告物	<p>1 突出幅は、取付壁面から1.5メートル以下であり、かつ、道路上に突き出す場合には、道路上への突出幅は1メートル以下であること。</p> <p>2 下端の高さは、歩道上にあつては地上から2.7メートル以上、車道上にあつては地上から4.7メートル以上であること。</p> <p>3 上端は、取付壁面の高さを超えないものであること。</p>
野立広告物	高さは、地上から10メートル以下であること。
電柱広告物	<p>1 表示面積は、1面につき1平方メートル以下であること。</p> <p>2 巻付け広告物の下端の高さは、地上から1.2メートル以上で、長さは1.8メートル以下であること。</p> <p>3 袖付け広告物の下端の高さは、歩道上にあつては地上から2.7メートル以上、車道上にあつては地上から4.7メートル以上で、長さ1.5メートル以下、突き出し幅は0.9メートル以下であること。ただし、表示面積は1.2平方メートル以下であること。</p> <p>4 袖付けにする広告物は、原則として歩道又は民地側に向けて設置するものであること。</p> <p>5 広告物の個数は、1柱につき巻付けにする広告物1巻及び袖付けにする広告物1個以下であること。</p>
立看板	設置は許可しない。
広告旗	設置は許可しない。









































